

厚生労働大臣が定める手術

(医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	23 件
イ	黄斑下手術等	79 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	44 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	74 件

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	22 件
イ	水頭症手術等	39 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	43 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	11 件

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	2 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

・区分4に分類される手術	手術の件数
	866 件

・その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	97 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	48 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術	99 件
(再掲)急性狭心症に対するもの	2 件
(再掲)不安定狭心症に対するもの	8 件
(再掲)その他のもの	89 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	34 件
経皮的冠動脈ステント留置術	271 件
(再掲)急性狭心症に対するもの	18 件
(再掲)不安定狭心症に対するもの	33 件
(再掲)その他のもの	220 件

(2025年1月1日~2025年12月31日)

甲南医療センター 院長